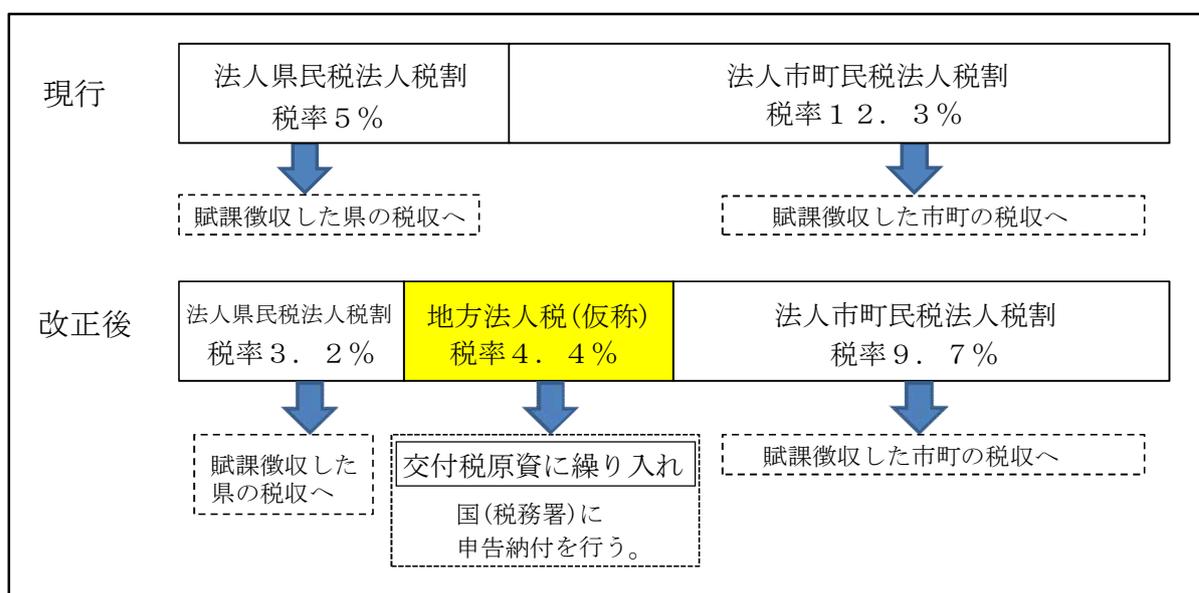


平成26年度地方税制(県税)の改正(案)について

平成26年度税制改正大綱(平成25年12月24日閣議決定)のうち、主な地方税の改正概要は以下のとおりです。

1. 地方法人課税

- (1) 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部が国税化され、交付税原資に繰り入れられます。



※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

※法人県民税法人税割、法人市町民税法人税割の税率は標準税率です。

①法人住民税法人税割の税率の改正 (課税標準は法人税額)

(現行) (改正後)

法人県民税 : 5.0% → 3.2% (△1.8%)

法人市町民税 : 12.3% → 9.7% (△2.6%)

②県税・市町税収入影響見込額 (億円)

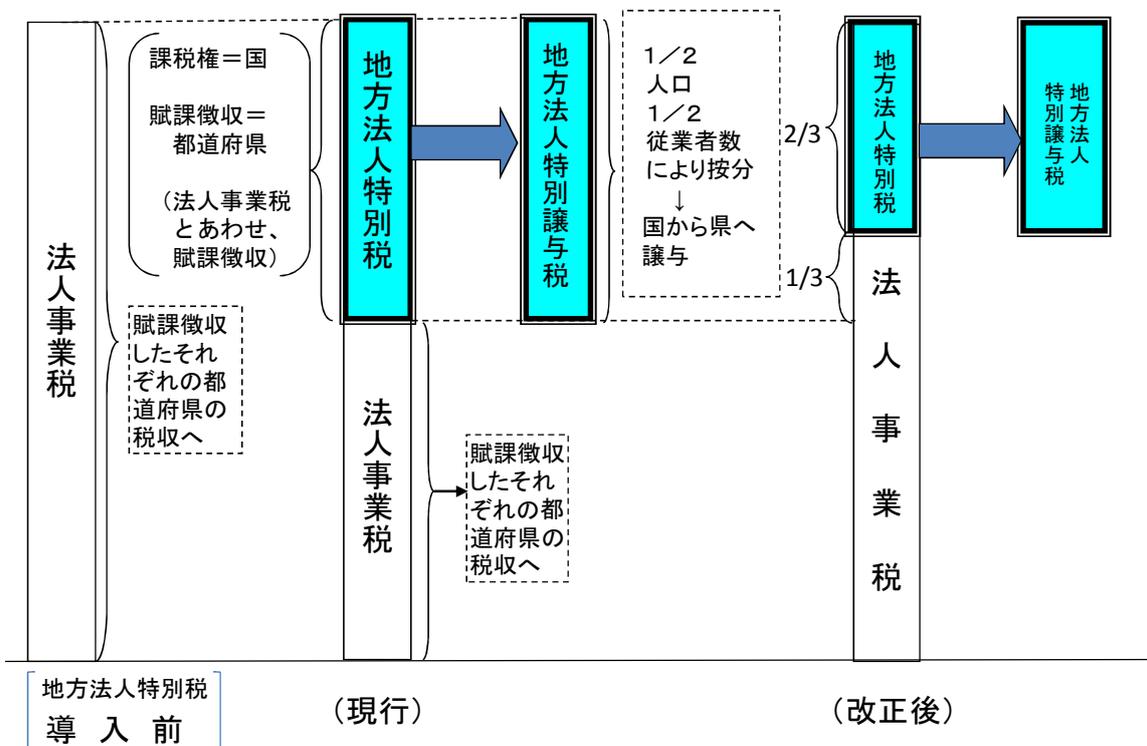
平年度(平成28年度以降)における影響額を平成24年度決算額(標準税率分)を基に試算

	現行①	改正後 ②	収入影響見込額 ②-①
法人県民税法人税割	53	34	△ 19
法人市町民税法人税割	132	104	△ 28

③地方法人税（仮称）の創設

- 法人税額を課税標準とし、税率は4.4%（法人住民税法人税割の税率引下げ分相当）とされます。
- 地方法人税（仮称）を原資とする地方交付税の配分方法は不明です。

(2) 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に還元されます。



※平成20年10月1日以後に
開始する事業年度から適用

※平成26年10月1日以後に
開始する事業年度から適用

①法人事業税の税率の引上げと地方法人特別税の税率の引下げ

(例) 資本金1億円以下の普通法人等で年800万円超の所得の場合

	(現行)	(改正後)	
法人事業税	: 5.3%	→ 6.7%	(課税標準: 所得額)
地方法人特別税	: 81.0%	→ 43.2%	(課税標準: 法人事業税額)

②改正による影響見込額 (億円)

平年度(平成28年度以降)における地方法人特別税(国への払込額)と地方法人特別譲与税(国からの譲与額)の差引影響額を平成24年度実績額を基に試算

	地方法人特別税①	地方法人特別譲与税②	差引影響見込額 ② - ①
現行	175	172	△ 3
改正後	117	115	△ 2

2. 車体課税

車体課税については、負担の軽減およびグリーン化などの観点から見直しが行われます。

(1) 自動車取得税の見直し

①平成26年4月から自動車取得税の税率が以下のとおり引き下げられます。

区分	現行	平成26年4月～
自家用自動車 (軽自動車を除く)	5%	3%
営業用自動車 ・軽自動車	3%	2%

②平成26年4月から「エコカー減税」について、環境性能に優れた自動車の軽減割合が拡充されます。

【乗用車の場合】

< 現行 >		< H26.4 ~ >
対象車	内容	内容
電気自動車等	非課税	非課税
H27年度燃費基準+20%達成※		
H27年度燃費基準+10%達成	75%軽減	80%軽減
H27年度燃費基準達成	50%軽減	60%軽減

※平成27年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの

③県税収入影響見込額 (①+②) (億円)

平年度(平成26年度以降)の影響額を平成24年度決算額を基に試算

	現行①	改正後②	収入影響見込額 ②-①
自動車取得税	24.5	12.6	△ 11.9

(2) 自動車税の見直し

①自動車税におけるグリーン化特例の見直し

平成27年度課税分から環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、以下のようになります。

〔 現 行 〕 (適用期限：H26. 3. 31)		〔 H27～28年度課税分 〕 基準切替えと重点化	
対象車	内容	対象車	内容
【軽課】	電気自動車等	電気自動車等	税率を概ね75%軽減
	H27年度燃費基準+20%達成	H27年度燃費基準+20%達成 (H32年度燃費基準達成)	税率を概ね50%軽減
	H27年度燃費基準+10%達成	H27年度燃費基準+10%達成	廃止
	H27年度燃費基準達成	H27年度燃費基準達成	廃止
-----		-----	
【重課】	新車新規登録から11年を超えているディーゼル車(a)	現行どおり	税率より概ね15%重課(毎年)
	新車新規登録から13年を超えているガソリン車(またはLPG車)(b)		
	(a)(b)に該当するバス(一般乗合用を除く)およびトラック		
		現行どおり	

②県税収入影響見込額 (億円)

平成27年度・平成28年度における影響額を平成24年度決算額を基に試算

	現行①	改正後②	収入影響見込額 ②-①
自動車税	185.0	185.1	0.1

(3) 軽自動車税の見直し

①平成27年度以降に新規取得される四輪車等の新車の税率を自家用乗用車は1.5倍、その他は約1.25倍に引き上げられます。

	(現行)	(改正後)
(例) 四輪の自家用乗用車	7,200円	→ 10,800円
四輪の自家用貨物車	4,000円	→ 5,000円

②平成28年度分からグリーン化を進める観点から、平成28年度時点で最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について重課の仕組みが導入されます。

	(現行)	(改正後)
(例) 四輪の自家用乗用車	7,200円	→ 12,900円
四輪の自家用貨物車	4,000円	→ 6,000円

③平成27年度分から二輪車の税率が現行の約1.5倍（最低2,000円）に引き上げられます。

	(現行)	(改正後)
(例) 原動機付自転車（50cc以下）	1,000円	→ 2,000円
二輪の軽自動車（125cc超～250cc以下）	2,400円	→ 3,600円

④本県市町税収入影響見込額（①+②+③）（億円）

平年度（平成28年度以降）における影響額を平成24年度決算額を基に試算

	現行①	改正後②	収入影響見込額 ②－①
軽自動車税	27.0	31.5	4.5

※以後、各年度0.8億円の増収見込み

3. 個人住民税

給与所得控除については、現行水準の適正化を図るため、当面、特に高所得の給与所得者にかかる給与所得控除の見直しが行われます。

①給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限について、以下のとおり引き下げられます。

	現 行 (平成26～28年度分)	平成29年度分の 個人住民税※1	平成30年度分以後 の個人住民税※2
上限額が適用される給与収入	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

※1 所得税については、平成28年分について適用

※2 所得税については、平成29年分から適用

②県税収入影響見込額（億円）

平年度（平成30年度以降）における影響額を平成24年度決算額を基に試算

	現行①	改正後②	収入影響見込額 ②－①
個人県民税	491.5	492.6	1.1